

坂井市いきいき見守り隊活動要項

1 趣旨

近年、青少年育成坂井市民会議各支部や市内小中学校で行われている見守り活動の構成員は、年々減少する傾向が見られる。また部活動や習い事によって登下校時間以外にも子どもたちが安心して生活できるような活動が求められている。そこで従来の見守り隊の下に個人で見守り活動を行う「いきいき見守り隊」を創設し、活動時間の多様化や地域の防犯力の向上及び将来の青少年育成坂井市民会議会員の増加につなげていく。

2 応募資格

(1) 応募資格

次のア又はイに該当する18歳以上の坂井市内在住者とする

ア 普段から屋外で以下のような活動を行っている

(ア) 散歩・ジョギングなどの運動をする

(イ) 家の前や近所で作業(畑仕事、掃除、庭木の手入れなど)をする

イ 普段から犬の散歩をし、以下の項目全てに該当する

(ア) 飼い犬登録と狂犬病予防接種を行っている

(イ) 散歩時のマナー(リードをつける、排泄物を持ち帰るなど)を守っている

3 登録方法

(1) 募集期間

令和2年8月3日(月)から開始し、随時募集する。

(2) 申請書類

ア 設置場所

(ア) 坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課窓口

(イ) 坂井市内コミュニティセンター窓口

(ウ) 坂井市ホームページ

イ 申請書類

募集に必要な書類は、次のとおりとする。なお(イ)は犬を散歩する方のみとする。

(ア) 坂井市いきいき見守り隊登録申請書

(イ) 坂井市いきいき見守り隊登録申請書(飼い犬用)

(3) 提出先

必要書類に記入・押印し、ア又はイへ郵送・持参する

ア 青少年育成坂井市民会議事務局(坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課内)

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

イ 最寄りのコミュニティセンター

(4)支給品

支給品について、以下のア又はイにて受け渡す。

ア 青少年育成坂井市民会議事務局(坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課内)

イ 申請書に記入したコミュニティセンター

4 活動

(1)活動内容

普段の活動をする際に、周囲に気を配ることで、地域の防犯やあいさつ運動を促進する。

(2)活動期間

登録日から当該年度まで(延長可)

(3)活動時間

活動者の任意の時間に活動する。決まった時間に集合することはない。

(4)服装

登録時に市民会議から支給されるビブスまたは帽子を着用して活動する。犬の散歩をしながら活動する場合は、犬用のベストを支給する。

(5)傷害保険

隊員は登録日から傷害保険に加入する。ただし既に各支部のボランティア保険に加入している場合、重複加入はしない。

(6)その他活動

当該活動以外の青少年育成坂井市民会議の活動に関する通知は、希望者にだけ送付する。

5 継続・退会

年度末に継続を確認するの案内を送付するので、次のア又はイの手続きを行う。

ア 案内に同封されている書類に継続するか退会するかを記入し、最寄りのコミュニティセンターへ持参、もしくは坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課へ郵送・持参する。

イ 継続する旨を青少年育成坂井市民会議事務局担当者まで連絡する。

6 組織

(1)各支部の見守り隊に準会員として登録する。

(2)加入や活動時の手続きは青少年育成坂井市民会議事務局が担当する。

7 問合せ先

青少年育成坂井市民会議 事務局(坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課) 担当 細柳

〒 919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

電話 0776-50-3162 メール gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp